

第2期あきる野市子ども・子育て支援事業計画【素案】に対する意見への対応等について

No.	項目	意見の概要	市の考え方（対応等）	担当課
1	第1章計画の策定に当たって >関連計画について（P4）	未就学児に対する支援は充実しているが、子どもが小・中学生になったらどこへ相談すれば良いのか分からない。 素案の3ページの体系図に関連計画がほかにもある旨、記載していただくとともに、関連計画を拾い出していただき、次回会議で参考資料としてお示しいただきたい。	素案の4ページの計画の体系図を関連計画が分かるよう修正します。 関連計画が分かるよう参考資料を配付させていただきます。	子ども政策課
2	第4章あきる野市子育て支援施策の展開 >5歳児健診について（P41、42、47）	5歳児健診の導入について検討する旨、計画書に記載していただきたい。難しいのであれば、就学前相談を実施していることを計画書に分かりやすく記載していただきたい。	第4章の健康診査等の実施、教育相談事業及び利用者支援事業（基本型）の内容を次のとおり修正します。 ○健康診査等の実施 乳幼児の健康保持、増進を図るため、3～4か月児健康診査、6～7・9～10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児経過観察健康診査、精密健康診査、乳幼児発達健康診査、歯科健康診査を実施します。また、むし歯予防教室・歯科予防処置も実施します。さらに、3歳児健康診査以降については、保護者や幼稚園・保育園等から子どもの発達に関する相談に基づき、必要に応じて経過観察健康診査や発達健康診査等により支援していきます。 対象となる乳幼児が受診できるよう、広報やチラシ、母子の保健バック等も活用し、健康診査等の必要性や重要性の周知を図ります。 ○教育相談事業 児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するとともに、子どもの就学に対する保護者の不安等を解消するため、教育	健康課 指導室 子ども家庭支援センター

			<p>相談所、スクールカウンセラー、適応指導教室による専門的な教育相談を進めていきます。</p> <p>子どもや保護者が不安や心配等を抱え込むことがないように、各種相談員等を中心に関係機関との連携の下、柔軟な対応や情報交換に努めます。</p> <p>○利用者支援事業（基本型）</p> <p>基本型では、18歳未満の子どもや保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てや子どもの発達等に関する相談窓口などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。また、専任の職員等が子育てひろば等に出向いて支援します。</p>	
3	第4章あきる野市子育て支援施策の展開 ＞医療ケア児について（P43）	<p>医療ケア児に関しては、受け皿になる部分が幼児教育・保育施設になると思います。今後、子ども・子育て会議でもテーマとして欠かせないものだと思いますので、具体的に明記する必要はないと思いますが、計画に入れていただきたいと思います。</p>	<p>障がい児保育事業の内容を次のとおり修正します。</p> <p>集団保育が可能な障害の程度で、保育を必要とする児童を対象に障がい児保育を実施します。幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際しては、幼児教育・保育施設と学童クラブが連携して円滑な移行を図ります。</p> <p>また、医療的ケア児等に対して必要な支援が提供できる体制の整備に努めるなど、障がい児への支援の充実を図ります。</p>	子ども政策課 保育課
4	第4章あきる野市子育て支援施策の展開 ＞障がい児保育事業について（P43）	<p>計画に障がい児に対する支援の充実を図るといった表現を入れていただいて、姿勢を示すことが大事だと思います。障がい児保育について、あきる野市の全ての障がい児を支援しますといった表現を考えていただきたい。</p>	<p>また、医療的ケア児等に対して必要な支援が提供できる体制の整備に努めるなど、障がい児への支援の充実を図ります。</p>	
5	第4章あきる野市子育て支援施策の展開 ＞アドバイザーについて（P47）	<p>様々な事業がありますが、利用の仕方が分かりづらいと思います。利用者が事業を選ぶのではなく、市の方でアドバイザーなどを配置し、事業を選んであげた方が良いと思います。</p>	<p>子育て支援総合窓口では、子ども及びその保護者等の個別ニーズを把握し、そのニーズに基づいて情報の集約及び提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう努めています。</p>	子ども家庭支援センター

			今後も引き続き、子どもや保護者の方に窓口を利用していただけよう広く周知していきます。	
6	第4章あきる野市子育て支援施策の展開 ＞マイ保育園制度について（P47、62）	保育所等と連携を図りながら、在宅で子育てをしている方を対象に子育て支援情報等を提供するマイ保育園登録制度の導入などについて検討していただきたい。	第4章の利用者支援事業の内容を次のとおり修正します。 基本型では、18歳未満の子どもや保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てや子どもの発達等に関する相談窓口などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。また、専任の職員等が子育てひろば等に出向いて支援します。 母子保健型では、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を行うために母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1人以上配置します。また、母子健康手帳交付時に保健師等による妊婦面接や妊娠期の電話連絡・訪問等を実施することで、妊娠期から、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援を行います。	子ども家庭支援センター 健康課
7	第4章あきる野市子育て支援施策の展開 アウトリーチの視点について（P47、62）	子育て支援のこれからの大きなポイントは、アウトリーチの視点だと思います。地域子育て支援事業を進める中で、アウトリーチ的な視点を押さえていただくと良いと思います。	第5章の（1）利用者支援事業の提供体制の確保策（確保の考え方）を次のとおり修正します。 利用者支援事業では、身近な場所で利用希望者の相談に対し、適切な情報提供を一元的に実施するとともに、専門の職員等が個別に支援が必要な方への支援を行います。 基本型では、18歳未満の子どもや保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てや子どもの発達等に関する相談窓口等を円滑に利用できるよう、情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。また、専任の職員等が子育てひろば等に出	

			<p>向いて支援していきます。</p> <p>今後も引き続き、アウトリーチの視点を踏まえつつ、事業の拡充を検討していきます。</p> <p>母子保健型では、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を行うために母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1人以上配置し、母子健康手帳交付時に保健師等による妊婦面接や妊娠期の電話連絡・訪問等を行い、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援を行います。</p>	
8	第4章あきる野市子育て支援施策の展開 ＞広報の仕方について (P48)	<p>事業等の周知については、ホームページ等で行っていると思いますが、特に若い世代は機会がなければ市のホームページは見ないと思います。公共施設に貼られているポスターも弱いと思います。もう少し広報の仕方を検討していただきたいと思います。</p>	<p>子育て関連情報の提供の内容を次のとおり修正します。</p> <p>子育て支援ガイドブックや子育て応援サイト&アプリ、メール配信サービス等により、子育て関連情報を提供します。</p> <p>また、SNSによる情報発信等について検討していきます。</p>	<p>子ども政策課</p> <p>子ども家庭支援センター</p>
9	第4章あきる野市子育て支援施策の展開 ＞赤ちゃんの駅について (P54)	<p>誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペース「赤ちゃんの駅」について検討してはいかがでしょうか。</p>	<p>本市では、赤ちゃんを連れての方が安心して外出できるよう、市の施設や民間施設など11か所で授乳やおむつ替えができる「赤ちゃん・ふらっと事業」を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、公共施設や小さなお子さんを連れて出かける身近な場所への整備を推進していきます。</p>	<p>子ども家庭支援センター</p>
10	第6章計画の推進 ＞推進体制について (P69)	<p>計画の点検評価体制をどこかに記述していただきたい。</p>	<p>第6章計画の推進に記述させていただきます。</p>	<p>子ども政策課</p>